

貿易保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 用語の定義

一 この法律において「技術提供契約」とは、本邦法人等が外国法人等に対して、技術の提供等をする契約とすること。
(第二条第五項関係)

二 この法律において「出資外国法人等」とは、本邦法人等の出資に係る外国法人等（本邦法人等と役員
の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国法人等を含む。）であつて、経済産業省令で定めるもの
とすること。
(第二条第九項関係)

三 この法律において「貿易代金貸付」とは、本邦法人等又は外国法人等が行う外国法人等に対する輸出
契約に基づく貨物の代金等の支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を
調達するために発行される外国法人等の債券の取得又は当該資金に充てられる外国法人等の借入金若し
くは当該資金を調達するために発行される外国法人等の債券に係る保証債務の負担とすること。

(第二条第十三項関係)

四 「海外投資」に、出資外国法人等が行う外国法人の株式等の取得等を追加すること。

(第二条第十七項関係)

五 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人等又は外国法人等が行う外国法人等に対する本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するため発行される外国法人等の債券の取得又は当該資金に充てられる外国法人等の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国法人等の債券に係る保証債務の負担とすることとし、ただし、外国法人等が行うものにあつては、本邦法人等が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限るものとする。

(第二条第十八項関係)

第二 業務の範囲等に係る規定の見直し

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の業務に、貿易保険以外の保険（通常の保険を除く。）であつて対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによつて当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けることを追加すること。

(第十三条第二項第二号関係)

第三 貿易保険の種類に係る規定の見直し

普通輸出保険、輸出代金保険及び仲介貿易保険を普通貿易保険及び貿易代金貸付保険に再編し、貿易保険に、出資外国法人等貿易保険を追加すること。
(第二十二条関係)

第四 普通貿易保険の拡充

普通貿易保険が填補する損失として、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が外国における戦争、革命又は内乱により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失を追加すること。
(第二十七条第二項第五号関係)

第五 出資外国法人等貿易保険の新設

一 日本貿易保険は、出資外国法人等貿易保険を引き受けることができるものとする。

(第三十一条第一項関係)

二 出資外国法人等貿易保険は、次のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とすること。

1 出資外国法人等が外国において実施される為替取引の制限等によって貨物を販売等することができなくなったことにより受ける損失

2 出資外国法人等が貨物を販売等した場合に外国において実施される為替取引の制限等によって当該貨物の代金等を回収することができないことにより受ける損失

3 出資外国法人等が外国において実施される為替取引の制限等による航路等の変更により運賃等を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失

4 出資外国法人等が外国における戦争、革命又は内乱により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失
(第三十一条第二項関係)

第六 海外投資保険の保険金に係る規定の見直し

海外投資を行った者が株式等の元本等を外国政府等により奪われたこと等の事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、当該事由に係る元本等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、当該事由の発生により取得した金額等を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とすること。
(第五十三条第一項関係)

第七 その他

履行遅滞に至る期間を保険契約で定める期間とするほか、所要の規定の整備を行うこと。

第八 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第四条まで、第六条、第九条及び第十一条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第五条、第七条、第八条及び第十条関係)